

「蓄電池の安全確保のための表示ガイドライン第6版」の一部改訂のお知らせ

■変更理由

2024年1月1日消防法改正における規制対象変更に伴い一部改訂する。

■変更内容

変更前	変更後
消防法施行規則自治省令第6号第12条, <u>定格容量とセル数の積の合計が4800Ah・セル以上の場合</u> は, <u>火災予防条例(例)第13条および第44条に準拠して発行された各自治体の火災予防条例に基づいて(装置の)設置を行ってください。</u>	消防法施行規則自治省令第6号第12条, 火災予防条例(例)第13条および第44条に準拠して(装置の)設置を行ってください。

■変更箇所

II 蓄電池の安全確保のための表示事項チェックリスト

頁	箇所
35	2. 小形制御弁式鉛蓄電池（産業用途）の安全確保のための表示事項チェックリスト（2/6） 2 機器への設置・据付 （4）設置場所の制限・禁止
42	3. 据置鉛蓄電池の安全確保のための表示事項チェックリスト（3/7） 2 設置・据付 （4）設置場所の制限・禁止
49	4. 据置アルカリ蓄電池の安全確保のための表示事項チェックリスト（3/8） 2 設置・据付 （4）設置場所の制限・禁止
55	5. 電源装置の安全確保のための表示事項チェックリスト（1/5） 2 設置・据付 （4）設置場所の制限・禁止